

(長期継続契約) 発達支援課送迎バス運行業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 (長期継続契約) 発達支援課送迎バス運行業務委託
- 2 業務目的 委託者の所有する別紙1のマイクロバス4台（以下「管理車両」という。）を常に良好な状態で維持管理し、障がい児の療育を行うあおぞらキッズ、おひさまキッズに安全に送迎することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市大洲4丁目18番3号 市川市こども発達センター
- 4 委託期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
- 5 業務内容
  - (1)管理車両の運行業務
    - ①定期運行・運行業務の前後に委託者によるアルコールチェックを実施し記録及び保管すること。  
別紙2の登降園バス時刻表に基づき別紙1の管理車両を運行させるものとする。  
なお、別紙2の登降園バス時刻表について、運行経路の変更があった場合は委託者及び受託者で運行経路を協議する。  
年間走行距離の予定は、1台当り13,000kmとする。
    - ②施設外活動に伴う運行・運行業務の前後に委託者によるアルコールチェックを実施し別紙6の業務日報に記録及び保管すること。①の運行表に定める定期運行のほか、次に掲げる運行を行うものとする。
      - ア 外出支援、行事、シャトルバス運行等の運行（別紙3の「施設外活動運行予定表」を参照）
      - イ 利用者体調不良時等による緊急の運行
      - ウ その他、発達支援課との協議による運行
  - (2)管理車両の日常点検及び清掃業務  
一日の業務終了後、管理車両及び保管場所等を点検し、並びに管理車両の清掃を行うものとする。
  - (3)管理車両の保管業務  
一日の業務終了後、管理車両は原則として委託者の指示する場所（別紙4—②こども発達センター駐車場区画）に保管するものとする。
  - (4)管理車両の運行後の車内園児等降車確認業務  
バス運行後、管理車両内の園児等の降車見落とし確認、及び園児等降車見落とし防止装置の停止を行うものとする。

#### (5)管理車両の運行に付随する業務

前記(1)から(4)までに掲げる業務に付随する業務として、下記の表の通りに掲げる業務を行うものとする。

- ①法定点検整備及び継続検査・修理全般・タイヤの交換
- ②燃料等の給油及び購入
- ③消耗品等の管理及び購入
- ④備品管理
- ⑤自動車保険（任意保険）に関する事務
- ⑥自動車損害賠償責任保険等に関する事務
- ⑦その他車両管理のための事務手続き

#### (6)事故処理全般に関する事務

業務の履行に伴って万が一事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、委託者と協議のもと、責任をもってその一切の処理手続を行うものとする。

#### (7)運行に関わる業務以外の施設管理業務

バス運行業務及び車両管理業務（点検・清掃等）以外の時間は委託者と協議の上、常に良好な状態で運行できるよう車両及び周辺について管理を行うものとする。

### 6 業務実施日及び時間

受託者の業務の履行は次に掲げる日及び時間とする。

#### (1)業務実施日

- ①定期運行業務日は、月曜日から金曜日までの平日とし、契約期間内では延 718 日とする。
- ②施設外活動に伴う運行業務日は、別紙 3 の「施設外活動運行予定表」に基づくものとする。  
ただし、この日以外にも委託者と受託者との協議の上、業務を実施する日を設けることができるものとする。
- ③休日は、別紙 3 の施設外活動運行予定日を除く、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）とする。

#### (2)業務時間

- ①定期運行業務は、8 時 25 分から 17 時 10 分までとする。定期運行業務が 17 時 10 分以前に完了した場合には、日常点検及び清掃業務が完了した時間を完了時間とする。
- ②施設外活動に伴う運行は、別紙 3 の「施設外活動運行予定表」に基づくものとする。  
なお、道路渋滞、管理車両の故障及び交通事故等の不測の事態による業務終了時間の遅延は、受託者の責任範囲とし、この場合に発生する費用は受託者の負担とする。
- ③業務実施日において、利用者体調不良時等による緊急の運行を行った場合は、本委託業務に含むものとし、この費用は受託者の負担とする。

## 7 車両管理責任者及び車両管理者の選任及び責務

(1)受託者は、業務を行うため、車両管理責任者及び車両管理者を選任し、あらかじめ委託者に書面で通知するものとする。

(2)車両管理者の条件は次のとおりとする。

①道路交通法に基づく大型免許（第1種又は第2種）を受けた者で、当該免許を受けていた期間（免許の効力停止されていた期間は除く。）が3年以上の者とする。

②道路交通法第88条第1項各号に該当しない者とする。

(3)車両管理責任者は現場の業務実施責任者であり、車両管理者に対する業務の指示、指揮監督の任にあたるものとする。

(4)車両管理者は、安全衛生、火気等の取扱いに十分に配慮し、事故、故障の防止等に努めるとともに、車両管理責任者の指示・指揮命令に基づき業務を実施するものとする。

なお、事故発生後はすみやかに、自動車事故報告書（別紙10）を提出すること。

## 8 管理車両に係る整備管理者の選任と業務

①管理車両の維持管理をおこなうため、整備管理者を選任し、千葉運輸支局に届け出ること。

②整備管理者は、以下の業務をおこなうこと。

I 整備管理規程を定めること。

II 日常点検の実施方法を定めること。

III 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。

IV 定期点検を実施すること又は整備工場等を実施させること。

V 日常点検及び定期点検以外の随時必要な点検を実施すること又は整備工場に実施させること。

VI 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること。

VII 定期点検及び前号の必要な整備の実施計画を定めること。

VIII 点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること。

IX 自動車車庫を管理すること。

X 上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること。

## 9 提出書類

受託者は、業務の実施にあたり、業務開始前に次に示す書類を1部委託者に提出するものとする。

① 実施体制表（車両管理責任者及び車両管理者の選任届）

② 車両管理者の運転免許の写し

③ 自動車損害賠償保険証（任意保険）の写し

④ 自動車損害賠償責任保険証（強制保険）の写し

⑤ 自動車検査証の写し

## ⑥ 緊急連絡体制表

### 1 0 報告書類

受託者は、次に示す書類を指定の期日までに委託者に提出するものとする。

#### ①業務月報(別紙5)、業務日報(別紙6)及び日常点検表(別紙7)

翌月10日までに提出。ただし、最終業務日は委託期間終了日までに提出。

#### ②業務完了報告書(別紙8)

翌月10日までに提出。ただし、最終業務日は委託期間終了日までに提出。

#### ③完了届(別紙9)委託期間終了日までに提出。

なお、最終年度については、委託期間終了日までに提出をすること。

### 1 1 経費の区分

委託契約に関わる経費には、次に掲げるものとする。

#### ● 委託者が負担するもの。

(1)自動車継続検査(車検)時の法定費用(重量税・自動車税)

(2)車両の修理全般

但し、車両走行中に発生した事故修理については受託者の負担とする。

#### ● 受託者が負担するもの。

(1)法定点検整備及び継続検査費

(2)日常点検に要する消耗品費及びタイヤ交換費用

(3)自動車損害賠償責任保険(強制保険)料

(4)車両の修理期間中に要する代替車両に係る一切の経費

(5)自動車損害賠償保険(任意保険)料

車両、対人賠償、対物賠償及び搭乗者賠償

(6)事故修理及び事故の際の補償に要する費用

(7)車両管理者の人件費及び被服並びに装具等

(8)燃料費

### 1 2 その他

#### (1)善管注意義務

受託者は、業務を行うに当たっては、関係法令を遵守し、車両管理責任者及び車両管理者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、委託の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

#### (2)労働法上の責任

受託者は、車両管理責任者及び車両管理者に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働

安全衛生法、労働災害補償保険法、職業安定法その他関係法令を遵守し、責任をもって労務管理を行うものとする。

### (3)損害賠償

①業務の履行中に受託者の責に帰すべき理由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者は、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、委託者に損害を与えたときは、協議の上これを定め、第三者に損害を与えたときは、受託者と第三者間で協議の上決定するものとする。

②受託者は、自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

(4)従事者控室用の居室を、各業務の役務等の提供に必要と認め、市が提供する。

(5)業務委託の開始に先立ち及び業務委託の終了時に委託者と受託者とがそれぞれ双方で、管理車両の現状を詳細に相互確認するものとする。

(6)業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(7)業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(8)この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

## 1 3 添付書類

別紙 1 送迎用マイクロバス

別紙 2 登降園バス時刻表

別紙 3 施設外活動運行予定表

別紙 4 ー①対象施設位置図

別紙 4 ー②こども発達センター 駐車場区画

別紙 5 業務月報

別紙 6 業務日報

別紙 7 日常点検表

別紙 8 業務完了報告書

別紙 9 完了届

別紙 10 自動車事故報告書

## 送迎用マイクロバス

	①あおぞら 緑	②おひさま 青	③おひさま 赤	④あおぞら 黄
車両番号	市川210さ1356	市川210さ1200	習志野230さ1202(リース車)	習志野230さ1201(リース車)
型式	2KG-XZB70M	SPG-XZB50	ABG-DVW41	ABG-DVW41
車体の形状	キャブオーバー	キャブオーバー	キャブオーバー	キャブオーバー
初年度登録	R2年3月	H29年1月	H29年6月	H29年6月
製造メーカー	日野	トヨタ	日産	日産
総排気量	4.00L	4.00L	4.47L	4.47L
燃料の種類	軽油	軽油	ガソリン	ガソリン
乗車定員	24名	25名	26名	29名
車両重量	3,870kg	3,630kg	3,640kg	3,810kg
車両総重量	5,190kg	5,005kg	5,070kg	5,405kg
長さ	699cm	699cm	627cm	699cm
幅	208cm	203cm	206cm	206cm
高さ	263cm	275cm	263cm	263cm

## 令和 8 年度 登降園バス時刻表（かえる・・・緑）

登園バス

降園バス

（令和 7 年 1 0 月 現在）

登園バス 停車場所	時刻	降園バス 停車場所	時刻
センター発	8 : 50	センター発	14 : 30
大柏入口バス停	9 : 15	昭和学院バス停先	14 : 43
柏井 1 丁目バス停	9 : 22	宮久保小学校前	14 : 50
北方町 4 丁目交差点手前	9 : 30	北方町 4 丁目交差点手前	14 : 57
宮久保小学校前	9 : 36	柏井 1 丁目バス停向い	15 : 05
昭和学院バス停先	9 : 43	大柏入口バス停向い	15 : 10
センター着	10 : 00	センター着	15 : 38

## 令和 8 年度 登降園バス時刻表（くじら・・・青）

登園バス

降園バス

（令和 7 年 1 0 月 現在）

登園バス 停車場所	時刻	降園バス 停車場所	時刻
センター発	9 : 15	センター発	14 : 30
上田歯科前	9 : 30	兜橋交差点	14 : 35
くすりの福太郎前	9 : 34	上田歯科前	14 : 45
原木中山駅バス停	9 : 41	くすりの福太郎前	14 : 49
兜橋交差点	9 : 50	原木中山駅バス停	14 : 56
センター着	10 : 00	センター着	15 : 15

## 令和 8 年度 登降園バス時刻表（ちゅーりっぷ・・・赤）

登園バス

降園バス

（令和 7 年 1 0 月現在）

停車場所	時刻	停車場所	時刻
センター発	8 : 50	センター発	14 : 30
ヴェレーナシティ行徳	9 : 10	ディアコート市川	14 : 37
藤和シティホームズ行徳	9 : 14	Kボナル裏	14 : 44
ジョナサン行徳新浜店	9 : 16	高橋駐車場	14 : 46
北浜公園	9 : 24	ヴェレーナシティ行徳	14 : 58
プレシス市川行徳ブライトテラス	9 : 36	藤和シティーホームズ行徳	15 : 02
行徳ゆめの木保育園前	9 : 40	ジョナサン行徳新浜店	15 : 06
ディアコート市川	9 : 50	北浜公園	15 : 15
センター着	10 : 00	センター着	15 : 45

## 令和 8 年度 登降園バス時刻表（ひよこ・・・黄）

登園バス

降園バス

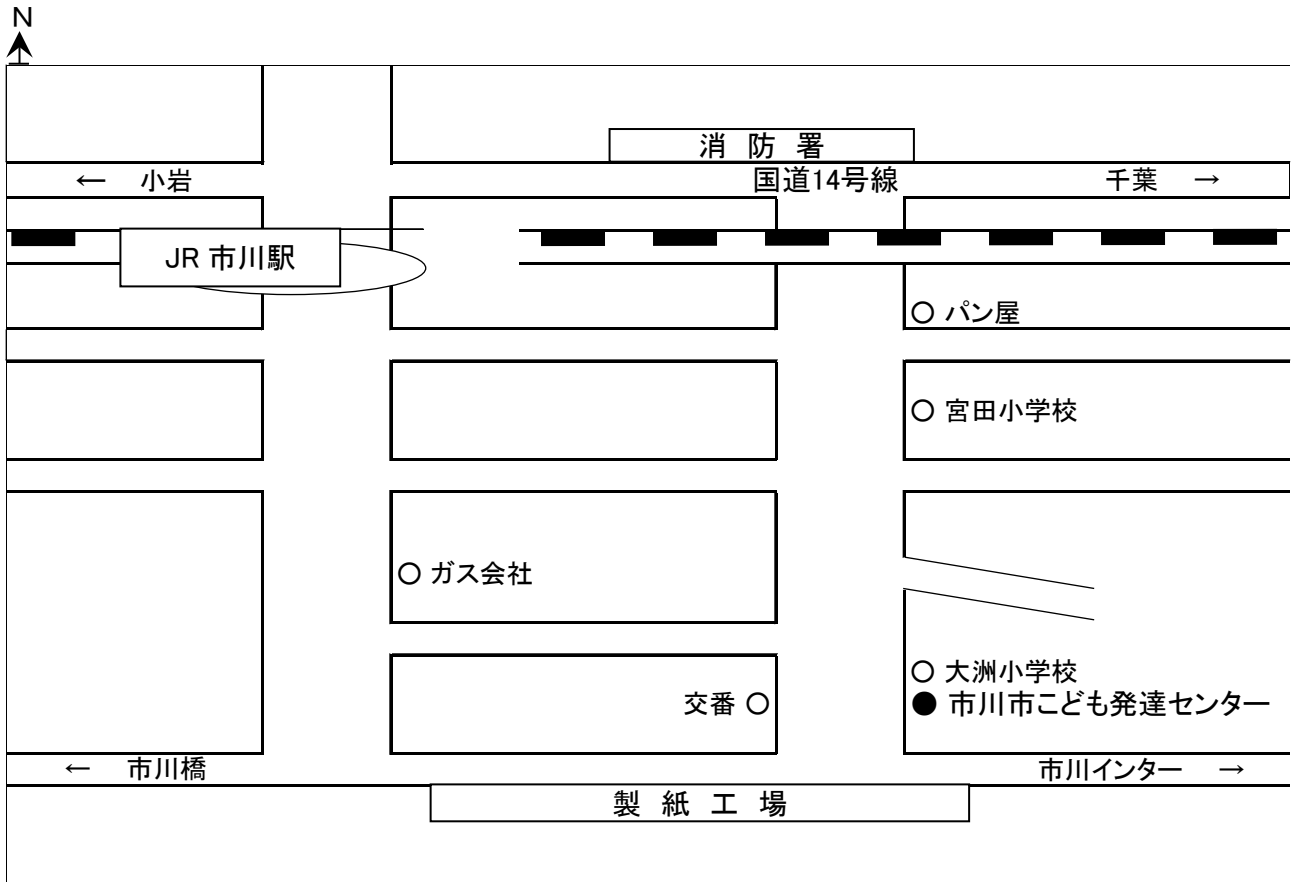
（令和 7 年 1 0 月現在）

停車場所	時刻	停車場所	時刻
センター発	8 : 50	センター発	14 : 30
昭和学院脇	9 : 05	昭和学院脇	14 : 45
ユニディ前	9 : 12	ミモザ市川国分	14 : 55
ミモザ市川国分	9 : 20	ルネ市川国府台	15 : 08
滝沢商店前	9 : 30		
ルネ市川国府台	9 : 38		
キリスト教会前	9 : 45		
センター着	10 : 00	センター着	15 : 30

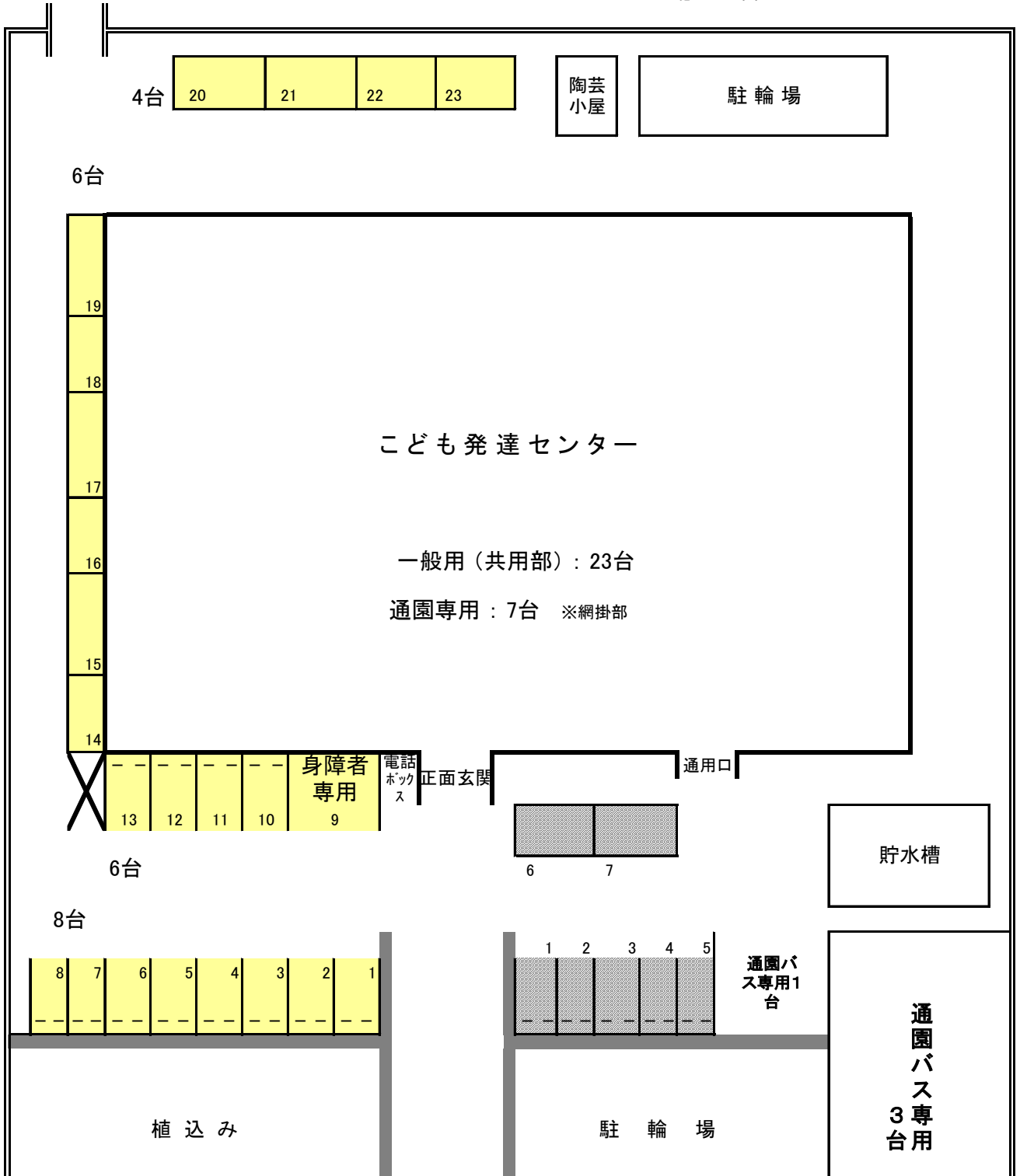
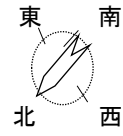
## 施設外活動運行予定表

行き先		備考
あおぞらキッズ	おひさまキッズ	
こども発達センター ⇄ 市川駅南口 10:20 ⇄ 10:30 11:40 ⇄ 11:50 シャトルバス運行 <b>毎日2往復</b>	市川駅南口 ⇒ 兜橋交差点 10:20 ⇒ 10:25 兜橋交差点 ⇒ 市川駅南口 12:10 ⇒ 12:25 シャトルバス運行 <b>週2回往復</b>	定期運行業務日
・ <u>プール療育(曾谷)</u> 回(5月から11月) 10時から12時30分	年14 ・ <u>プール療育(曾谷)</u> 年14回(5月から11月) 10時から12時30分	定期運行業務日
・ <u>こども館他施設市内施設</u> 月3回×12ヶ月= <b>年36回</b> 1回に2時間程度	・ <u>こども館他市内施設</u> 月2回×12ヶ月= <b>年24回</b> 1回に2時間程度	定期運行業務日
・ <u>じゅん菜池公園・里見公園</u> (国府台・中国分) 月2回×12ヶ月= <b>年24回</b> 1回に2時間程度	・ <u>じゅん菜池公園・里見公園</u> (国府台・中国分) 月1回×12ヶ月= <b>年12回</b> 1回に2時間程度	定期運行業務日
・ <u>大洲防災公園他市内公園等</u> 月1回×12ヶ月= <b>年12回</b> 1回に2時間程度	・ <u>大洲防災公園他市内公園等</u> 月1回×12ヶ月= <b>年12回</b> 1回に2時間程度	定期運行業務日
・ <u>学校見学 年10回</u> 小学校(市内) 市立須和田の丘支援学校(稲越) 県立市川特別支援学校(市川市) 1回に2時間程度	・ <u>学校見学 年10回</u> 小学校(市内) 市立須和田の丘支援学校(稲越) 県立市川特別支援学校(市川市)松戸特別支援学校(松戸市) 特別支援学校船橋(船橋市) 1回に2時間程度	定期運行業務日
・ <u>交流会 年20回</u> 保育園及び幼稚園(市川市) 1回に2時間程度	・ <u>交流会 年20回</u> 保育園及び幼稚園(市川市) 1回に2時間程度	定期運行業務日
・ <u>家庭保育 年10回</u> 園児自宅(市川市) 1回に2時間程度	・ <u>家庭保育 年10回</u> 園児自宅(市川市) 1回に2時間程度	定期運行業務日
・ <u>遠足 年2回</u> 下見として運行含(市外有) 10時から14時	・ <u>遠足 年2回</u> 下見として運行含(市外有) 10時から14時	定期運行業務日

対象施設位置図



— 大洲公園 —



# 業務月報

別紙5

月分

車両No. \_\_\_\_\_

日	曜日	走行距離数	乗車人数	燃料	作業内容
1		km	人	ℓ	
2		km	人	ℓ	
3		km	人	ℓ	
4		km	人	ℓ	
5		km	人	ℓ	
6		km	人	ℓ	
7		km	人	ℓ	
8		km	人	ℓ	
9		km	人	ℓ	
10		km	人	ℓ	
11		km	人	ℓ	
12		km	人	ℓ	
13		km	人	ℓ	
14		km	人	ℓ	
15		km	人	ℓ	
16		km	人	ℓ	
17		km	人	ℓ	
18		km	人	ℓ	
19		km	人	ℓ	
20		km	人	ℓ	
21		km	人	ℓ	
22		km	人	ℓ	
23		km	人	ℓ	
24		km	人	ℓ	
25		km	人	ℓ	
26		km	人	ℓ	
27		km	人	ℓ	
28		km	人	ℓ	
29		km	人	ℓ	
30		km	人	ℓ	
31		km	人	ℓ	
合計					

車両管理責任者	車両管理者

業 務 日 報

月分(車両番号)運転者: □(1356)

□(1200)

□(1201)

□(1202)

別紙 6

日付	運行時間		メーター	走行距離	主な経路	燃料ゲージ ※針位置に○	給油量 ※給油した 場合のみ	アルコール検査					特記事項
								確認者	確認時間	確認方法	酒気有無	数値	
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
/ ( )	発	時 分	km	km		E :   : F	ℓ		時 分	対面・機器	有・無		
	着	時 分	km						時 分				
異常が認められた場合の記載欄													



## 業務完了報告書

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、ご報告申し上げます。

1. 業務名 (長期継続契約) 発達支援課送迎バス運行業務委託
2. 委託場所 市川市大洲4丁目18番3号 市川市こども発達センター
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 委託金額  
令和 年 月 日から
5. 委託期間  
令和 年 月 日まで
6. 完了年月日 令和 年 月 日
7. 作業報告 別紙報告書のとおり

# 完 了 届

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 （長期継続契約）発達支援課送迎バス運行業務委託

2. 委 託 場 所 市川市大洲4丁目18番3号 市川市こども発達センター

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 \_\_\_\_\_ 円 (単価契約の場合は  
総額を記入してください)

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

## 自動車事故報告書

(提出年月日) 令和 年 月 日

市川市長 様

次のとおり報告いたします。

 会社名  
 受託者  
 (報告者) 代表者名

事故の発生日時		令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ( 曜日) ( 天候 晴・曇・雨 )							
事故の発生場所				道路名及び路線名		道 号線			
市 側				相 手 側					
自 動 車	種別		用途		自動車	種別・用途		年式・車名	
	年式		車名			登録番号			
	登録番号				運 転 手	住所			
	車台番号					氏名	男・女 歳		
運 転 手	住所				保 有 者	保 有 者 との関係	TEL		
	氏名	男・女 歳				住所			
	免許証種類				保 有 者	氏名	男・女 歳		
	免許証番号					職業又は 会社名	TEL		
同 乗 者	住 所			同 乗 者	住 所				
	氏 名	男・女 歳	男・女 歳		氏 名	男・女 歳	男・女 歳		
	職名				職業				
損害程度						損害程度			

○事故発生の状況及び経過概要

---

---

---

---

---

---

---

---

○事故の原因

---

---

---

○事故発生時の運転者の行動

---

---

---

○事故発生時の同乗者の行動

---

---

---

(略 図)

備  
考

---

---

---